

# 鳥取縣公報

## 條例

### 鳥取縣條例第十九號

鳥取縣公衆浴場取締條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣公衆浴場取締條例

第一條 公衆浴場法第三條の規定により公衆浴場業を営む者はその経営する公衆浴場の建物設備及び入浴者の取扱等についてはこの條例の定める基準によらなければならない。

第二條 公衆浴場の構造及び設備は左の各号によらなければならない。

- 一、屋根は瓦又は不燃質物をもつて覆葺すること。
- 二、浴槽、洗場、脱衣場、下足置場等は総て男女を区

別し又浴槽、洗場、脱衣場は互いに見透しできぬよう装置すること。

三、天井の高さは洗場の面から三米以上とし且つ湯氣抜窓を設け天井に硝子窓を設けたときは硝子の墜落を防ぐ金網装置をすること。

四、脱衣場には衣類を保管するため錠付の戸棚を設けること。

五、浴槽、洗場、脱衣場には採光用の窓を設け、夜間は燈火を点する装置をなすこと。

六、看守台は浴槽、洗場、脱衣場及び傘、下足置場等の見透し易い場所に設けること。

七、洗場は切石、煉瓦、人造石又は厚板張りとし相当勾配のある汚水溝を設け下水は屋外に流出するよう装置すること。

八、洗場には適当な容積の掛湯及び洗水を設備し且つ

本書ノ大キサハ國定規格A5ヲ

昭和二十四年三月十一日 金曜日  
第千九百九十二号

男女湯別に適當数の腰掛けを備へること。  
 九、火焚場の周囲及び天井裏は不燃質物をもつて構築すること。  
 一〇、煙突は不燃質物を用い高さは地上より六米以上とし屋根から二米以上突出させること。

知事は衛生及び風紀上殊に必要があると認めるときは前号の規定による外特別の設備を命ずることができ、特殊の構造であるとき又は土地の状況その他建築上やむをえない事由があつて第一項の基準による必要がないと認めるときは特にしんしゃくすることができる。

第三條 營業者又は管理者は左の各号を守らなければならぬ。

- 一、掛湯、洗水は清潔なものを用いること。
- 二、浴用の湯水は毎日あらたなものを用いること。但し、鑛泉、藥湯で知事の許可を受けたものはこの限りでない。
- 三、夜間營業中は浴場内部を照すように点燈し、屋外標燈を設けること。

四、入浴料金その他浴客の心得となる事項は室内の看易い場所に掲げること。

五、鑛泉湯、藥湯はその種類効能浴法等を看易き場所に掲示すること。

六、手拭桶、刷毛、剃刀等を浸溶に貸与してはならぬ。

七、消炭小灰は火氣の全く消滅した後に火消所又は灰置場に出すこと。

八、排水路は汚水の停滞せぬよう清掃すること。

九、浴客の衣類、携帶品等盜難にかかつたときは現状を保持し直ちに最寄警察官吏に申告すること。

一〇、浴客の遺留品又は取替り品あるときはその品目個數等を看易い個所に五日間掲示し若し所有者の知れぬ際は所轄警察署に届け出ること。

第四條 左の各号に該当する者を入浴としてはならない。

- 一、保護者のない老幼者又は乱酔した者
- 二、満八才以上にして男女混浴しようとする者
- 三、放歌、喧噪、その他客の妨害となる所業を爲す者

第五條 第二條及び第三條に違反した者に対しては千円以下の罰金又は科料を科する。

第六條 第四條により入浴を拒絶してもなお従はぬ者は科料を科する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関してこの條例に違反行爲をしたときは行爲者を罰するの外その法人又は人に対して前條の規定を適用する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第二十號

鳥取縣興行場の措置の基準に関する條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣興行場の措置の基準に関する條例

第一條 興行場法第三條の規定により興行場營業を営む

者はその興行場の建物設備及び入場者の取扱等についてはこの條例の定める基準によらなければならない。

第二條 興行場で常設の施設を使用するもの、構造、設備は左の各号によらなければならない。

一、建物の前面は十米以上、左右及び後面は五米以上の空地を設けること。

二、地盤は石、煉瓦、コンクリート等の不透透質材料で築造すること。

三、一階の床高が地面から床まで五十糎以上であり濕氣が客席に及ばないよう充分なる換氣、装置を設けること。

四、窓の総面積は觀覽席総面積の一〇分の一以上にすること。

五、天井その他適當な場所に充分なる換氣装置を施すこと。

六、觀覽席の照明装置は半間接照明法を用いること。

七、休憩室又は休憩場所を設けること。  
 八、喫煙室又は喫煙場所を設けること。

九、入場者二百人に対して一個の割合で便所を設けること。

便所には換氣、採光、照明、防臭、防蠅装置を施し且つ流水式による手洗装置を設けること。

○、観覧席は左の基準によらなければならぬ。

(1) 椅子席は一人の占有幅員○、四米として従列間隔は背から背まで○、七五米以上であり且つ横列間隔は六人以内毎に巾○、七米以上の通路を設けること。

(2) 座席は一人の占有面積○、三三平方米以上とし二、五米以内ごとに○、七米以上の通路を設けること。

(3) 立見席は一人の占有面積○、二平方米以上とし椅子座席との間には堅固な手すりを設けること。

一、観覧席の兩側及び後面には観覧客の出入に充分なる通路を設けること。

二、舞台から最前観覧席までの距離は二米以上あること。

一三、休憩室及び休憩場所には紙屑汚物を収納する蓋付の容器を設けること。

一四、休憩室、休憩場所及便所には唾籠を配置すること。

一五、非常口は階下に巾二米以上のものを四ヶ所以上階上には外階に面して巾一、五米以上の階段を二ヶ所以上設けること。

第三條 野外興行場を仮設し又は既設の建物を使用して臨時に興行するものに対しては前條第七号第九号第十号及び第十五号の規定を準用す。

第四條 知事は衛生及び風紀上特に必要があると認めるときは前二條に規定する外特別の構造、設備を命ずることが出来る。

特殊の構造であるとき又は土地の状況その他興行の種類によりやむをえない事由があつて前二條の基準による必要がないと認めるときは特にしんじやくすることが出来る。

第五條 興行場の営業者又は管理者は左の各号の事項を

なければならぬ。

一、入場者定員に達したときは直ちに各階 各等別に満員札を切符売場窓口に掲げなければならぬ。

二、客席で喫煙してはならぬ。

但し屋外興行場においてはこの限りでない。

三、休憩中は換氣、照明を充分にすること。

四、休憩所は常に清潔にし防臭の措置を講ずること。

五、閉場後又は閉場前内外を清掃し且つ撒水その他の方法により塵芥のないようにすること。

第六條 第二條第三條第四條第一項、第五條の規定に違反した者は各二千円以下の罰金又は科料を科する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してこの條例に違反したときは行為者を罰するの外その法人又は人に対して前條の規定を適用する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第二十一號

鳥取縣旅館營業施設措置の基準に関する條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 一 治

鳥取縣旅館營業施設措置の基準に関する條例

第一條 旅館業を営む者(以下「営業者」という)は旅館業法(以下「法」という)第四條第二項及び第五條第三号の規定によりその使用する旅館及び宿泊者の取扱等についてはこの條例の定めるところによる。

第二條 法第四條の規定により営業者は營業施設についての必要な措置の基準は左の各号によらなければならぬ。

一、客室には適当な窓、換氣孔を設け採光換氣を充分にすると共に一室ごとに一個以上の電燈を設備し照明を充分にすること。

二、廊下、階段、浴室、便所、調理場には適當数の電燈を設備し照明を充分にすること。

三、洗面所はコンクリート、タイル等不透水性材料を使用し充分なる湯水を供給する設備をすること。  
洗面所は便所の手洗所と別個とすること。  
四、便所は宿泊者の利用に便利なところに客数に応じたる敷を設け戸、その他適当な設備をすること共に防臭、そ族、昆虫防除装置を施し常に清潔を保持し週一回以上消毒薬にて消毒し手洗は流水式装置とすること。  
五、浴室は外部から見透すことのできない措置及び湯氣抜窓を設け湯水を充分供給すること。  
六、調理場その他常時水を使用する場所の床面及び周壁は耐水材料で構築すること。  
七、客室、廊下その他適当な場所に痰壺を設けること。  
八、客室には紙屑等を処理する容器を備えること。  
九、建物の床下を乾燥するに充分なる通風口を設けること。  
十、浴衣、襟かけ、枕覆を備え二宿泊者ごとに洗濯し、洗面用具の用をすること。

十一、布圍蓆、敷布は週二回以上洗濯しその他の寝具は日光消毒をすること。  
十二、常に家屋の内外並びに汚水溜、下水溝は清掃し、そ族、昆虫の驅除に努めること。  
十三、使用水は上水道又は飲料に適する井水を使用すること。  
井水を營業用を使用するときは予め水質検査を受け且つ年一回以上水質検査を受けること。  
知事は衛生上及び風紀上特に必要があると認めるときは前項に規定する外特別の構造設備を命ずることが出来る。  
特殊の構造であるとき又は土地の状況その他やむをえない事由があつて第一項の規定による必要がないと認めるときは特にしんじやくすることが出来る。  
第三條 法第五條第三号の規定により營業者は左の各号の一に該当する場合は宿泊しようとする者の宿泊を拒むことが出来る。  
一、宿泊料支拂の能力ないと認めるとき。

一、身体被服が著しく、不潔で他の宿泊者に迷惑を及ぼす虞のあると認めるとき。  
二、泥酔者又は暴行をなす虞のあると認めるとき。  
三、泥酔者又は暴行をなす虞のあると認めるとき。  
四、その他宿泊を断る正当の理由があるとき。  
第四條 第二條の規定に違反した者は千円以下の罰金又は料金を科する。  
第五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第二條の規定に違反したときはその法人又は人に対して前條の規定を適用する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第二十二號

鳥取縣人工妊娠中絶適否審査手数料條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣人工妊娠中絶適否審査手数料條例  
第一條 指定医師が地区優生保護委員会に対し人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を申請しようとするときは、この條例の定めるところにより審査手数料を所轄保健所長を経由して知事に納入しなければならぬ。  
第二條 審査手数料は一件について参百円とする。  
第三條 指定医師は第一條の規定によつて納入する審査手数料を本人から徴収する。  
2、前項の規定により徴収することができないときは第一條の規定にかゝらず知事は、これを減免することが出来る。  
3、この條例によつて納入した審査手数料はこれを還付しなす。

附 則

この條例は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

鳥取縣條例第二十三號

縣有船舶貸付使用料條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有船舶貸付使用料條例

第一條 縣有船舶貸付の許可を受けた者はこの條例の定めるところにより使用料を納めなければならない。

第二條 使用料は別表に定める額とする。

第三條 使用料は貸付許可を受けた日から五日以内にこれを納付しなければならない。

第四條 既納の使用料はいかなる理由があつてもこれを還付しない。但し縣の都合により許可を取り消したときは日割計算により還付することができる。

附 則

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

別 表

船舶貸付料

一日貸付料

久松丸	二、三〇〇円
因伯丸	二、〇〇〇
米子丸	三〇〇
石材運搬船	五五〇
側開工運搬船	五五〇
運 荷 船	五〇

規 則

鳥取縣規則第十八號

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七号鳥取縣林産物等検査手数料規則を次のように改め公布の日からこれを行す。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「五円」を「八円」に改める。

第三條中「四円き色」「壹円五拾錢はい色」を削り、百円のうこん色の次に「五百円き色」「壹千円はい色」を加える。

鳥取縣規則第十九號

縣有船舶貸付規則を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有船舶貸付規則

第一條 縣有船舶の貸付については縣有財産の取得管理及び処分に関する條例並びに縣有船舶貸付使用料條例に定めるものを除くの外この規則の定めるところによる。

第二條 船舶を借りようとする者は別記第一号様式によつて知事に申請しなければならない。

第三條 申請により知事は必要と認めるときは第二号様式による許可証を交付する。

第四條 前條により許可を受けた者は別に定める條例により使用料を納めなければならない。

第五條 船舶の運航並びに運轉に必要な費用はすべて借受人の負担とする。

第六條 借受人は船舶をその能力以上に使用し又は乱雑

に取り扱つてはならない。

附 則

この規則は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

第一号様式

縣有船舶貸付許可申請

今般何々工事施行について左記縣有船舶を貸付願いたく申請致します

年 月

住所 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

記

一、船舶名 何々何隻

一、使用期間 自昭和 年 月 日 何日間 至昭和 年 月 日

一、繋留場所 郡市 町村大字 何々港又は何々川

第二号様式

鳥取縣受河第 号

住所 氏 名

昭和 年 月 日で申請の縣有船舶貸付の件は左記條  
件を附けて許可する

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

記

- 一、使用場所 何々何隻
- 一、使用目的 昭和 年 月 日より 何日間
- 一、貸付船舶 金 四也
- 一、貸付期間 但し縣の發する納額告知書により納付しなければならぬ
- 一、貸付使用料

告 示

◇鳥取縣告示第百二十二號

健康保險法、船員保險法に基く保險医（齒科医師である  
保險医を含む）を次のように指定した。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

昭和二十四年三月十一日印刷

昭和二十四年三月十一日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)

発

鳥取縣鳥取市東町 取  
鳥取縣鳥取市東町 取  
鳥取縣鳥取市東町 取  
鳥取縣鳥取市東町 取

診療 療 所 在 地 保險医氏名 指 定

外科 北浦外科醫院 鳥取市瓦町二二四 伊達登紀雄 昭和二十四年三月一日

内科 小安部 醫院 日野郡江尾町江尾 安部 弥 〃

齒科 安藤齒科醫院 〃 黒坂町黒坂一、 安藤 瑞峰 〃

〃 湖山齒科醫院 〃 東伯郡橋津村橋津 横山 弘行 〃

〃 小兒科 立石 醫院 日野郡神奈川村大 立石 元助 〃

◇鳥取縣告示第百二十三號

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條  
の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西尾 愛 治

一、國民健康保險を行う村 一、條例制定の認可年月日

東伯郡社村

昭和二十四年三月三日

氣高郡千代水村